

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした
大雪により被害を受けられました皆さまへ

このたびの災害による被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。
当社では、次の窓口において、お客さまからの被害のご連絡、ご相談、およびお問い合わせを承
っておりますので、ご案内申し上げます。

事故・被害のご連絡は、下記窓口までお願いいたします。

〈ハウスガード 事故受付センター〉



0120-365-099

24時間365日受付

〈事故受付インターネット窓口〉

当社ホームページの下記画像から事故受付サイトに進みます。



■災害救助法適用地域にお住まいのお客さまへ

当社では災害救助法が適用された地域にお住まいで被害を受けられたお客さまを対象に、「保
険料の支払」ならびに「継続契約の締結手続」につきまして、一定期間の猶予期間を設ける特
別措置を実施いたします。これら措置の適用をご希望のお客さまは、次の窓口までお申し出く
ださい。

ハウスガード カスタマーセンター



0120-365-289

受付 9:00～17:00（年末年始を除く）

適用都道府県	適用市町村	法適用日
青森県	青森市 (あおもりし) 弘前市 (ひろさきし) 黒石市 (くろいしし) 五所川原市 (ごしょがわらし) つがる市 (つがるし)	2月25日

	平川市 (ひらかわし) 西津軽郡鰺ヶ沢町 (にしつがるぐんあじがさわまち) 中津軽郡西目屋村 (なかつがるぐんにしめやむら) 北津軽郡板柳町 (きたつがるぐんいたやなぎまち) 北津軽郡鶴田町 (きたつがるぐんつるたまち)	
新潟県	南魚沼市 (みなみうおぬまし)	2月20日

以 上